

札幌芸術の森木工房に持込可能な部材と加工作業一覧（追加資料）

- 1 丸太について 原則大型製材機等の使用は不可。
丸太を加工し、正確な基準面2面が全長に渡りできているものについては指導員が判断した上で加工可。
- 2 廃材について 基準面ができているもので、釘などの金属が完全に除去されているものは製材可。
金属が混入されている材料を加工した場合は直ちに中止し、それ以降の製材は禁止とする。
- 3 ガラス・石材について 基本的に木工房での機械や道具を使っての加工は想定していない。
- 4 アクリル樹脂について 横挽きでのアクリル板の切断は指導員が判断した上で可。
木工旋盤については指導員が判断した上で可。
各種サンダーの使用は、削った粉が集塵機で吸える程度、あるいは周りに迷惑をかけない程度であれば可。
周りに粉が飛ぶような大きなものの加工は、機械室か屋外で行う。
- 5 金属について ジグソーは金属用のブレードに変えて切断可。
各種サンダーを使っての加工は想定していない。